

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う当面の手続き (C)

※許可の状況 ○：積替え保管を除く許可、●：積替え保管を含む許可、×：許可なし

平成23年3月31日の許可の状況※			平成23年4月1日以降に必要な手続き(更新手続きを除く。)
埼玉県	さいたま市	川越市	
×	●	×	手続きの必要はありません。 引き続き、さいたま市内での積替え保管を含む収集運搬業を行うことができます。
×	×	●	手続きの必要はありません。 引き続き、川越市内での積替え保管を含む収集運搬業を行うことができます。
×	●	●	手続きの必要はありません。 引き続き、さいたま市内及び川越市内で積替え保管を含む収集運搬業を行うことができます。
×	●	○	手続きが必要になります。 さいたま市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおり、さいたま市の許可により行うことができます。 従前の川越市の許可は、平成23年4月1日以降も有効期間まで有効です。ただし、その期間を過ぎると川越市内で積替え保管を除く収集運搬業を行うには県の許可が必要になります。 許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に、県に対して新規許可申請を行ってください。
×	○	●	手続きが必要になります。 川越市内での積替え保管を含む収集運搬業については、従前のおり、川越市の許可により行うことができます。 従前のさいたま市の許可は、平成23年4月1日以降も有効期間まで有効です。ただし、その期間を過ぎるとさいたま市内で積替え保管を除く収集運搬業を行うには県の許可が必要になります。 許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に、県に対して新規許可申請を行ってください。